

審査方法及び審査基準

令和 8 年度指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証作成・更新補助業務委託にかかる企画提案協議の審査方法及び審査基準を次のとおり定める。

1. 特定方法

業者の特定は企画提案競技（プロポーザル）方式により行う。

2. 審査について

「4 審査基準」の各項目において、評価の基準により審査員が採点した点数を合計したものを審査点（100 点満点）とする。

最終的に各審査員の審査点を合計して総合点を算出し、最高得点を得た者から順位を付けるものとし、第 1 位の者を最優秀提案者とする。

ただし、順位決定を行う際に、同位の提案者が複数ある場合は、審査員の多数決により順位を決定する。

また、総得点が 1 位であっても、仕様書に合わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、最優秀提案者としなないことがある。

3. プレゼンテーションについて

- ・企画提案は 15 分以内とする（15 分を過ぎた場合は強制終了とする）
- ・提案順は参加申請の届出順とする。
- ・企画提案時に電子機器を用いて県が用意したスクリーンに映像を投影することを認める。
なお、HDMI 以外の端子については原則認めない。また、映像投影時にトラブルが起きた場合は、一切、県は責任を負わない。また、トラブルで映像投影ができない場合のやり直しや順番変更は認めない。
- ・企画提案者の人数は 3 人以下とする。
- ・企画提案後、質疑応答の時間（5 分～10 分程度）を設ける

4. 審査基準

(1) 各審査委員は次の評価項目、評価基準に基づき審査を行う。

評価項目	評価基準	配点
業務理解・知識	委託業務の目的をよく理解し、業務内容に沿った企画提案になっているか	12
組織運営力	指揮命令系統、運営体制が明確で妥当なものか 業務遂行に必要な人員の確保が可能か	16
	従事者への教育、研修体制が充実しているか	12
コンプライアンス	個人情報保護の体制が構築されているか	12
	守秘義務の徹底、法令順守が図られているか	12
執行の確実性	類似の業務の実績があるか	24
価格	(1-提示見積価格/限度額) × 配点	12
	合 計	100

(2) 評価基準単位の採点

ア 評価

評価については、提案書の記載内容に仕様書以上の提案がある場合や、実現方法が優れている場合など、その程度により1から4の4段階評価とする。

(目安)	大変優れている	(4)・・・配点×4/4
	優れている	(3)・・・配点×3/4
	普通	(2)・・・配点×2/4
	劣る	(1)・・・配点×1/4

イ 評価点

評価項目毎の配点に評価に応じた割合を乗じて評価点を算出する。

価格の評価点については、評価基準の計算式により算出する。

ウ 企画提案点

評価点を集計のうえ、各審査委員の評価点を合計したものを当該提案者の審査点とする。

審査員全員の審査点を合計したものを企画提案点とする。

なお、審査点に端数があるときは、小数点第2位を四捨五入する。

5. その他

- (1) 上記1及び2に記載した以外のことについては、審査委員が協議のうえ決定する。
- (2) 契約に当たっては、実施要項及び仕様書の要件を満たす者と契約する。
- (3) その他、審査評価等の取扱いについては必要な事項は、別途定める。